

第2章 原子力災害事前対策

第1節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。

1 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、国、県、県内他市町村、原子力事業者及びその他関係機関との間において、確実な情報収集及び連絡体制の構築をあらかじめ図るとともに、情報通信手段を確保するものとする。

その際、夜間・休日等においても対応できるよう、次の内容を定め、原子力事業者及び関係機関等に周知する。

- ・原子力事業者からの連絡を受信する窓口
- ・防護対策の連絡方法
- ・関係機関等の連絡先

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成及び専門家の活用

市は、収集した情報を的確に分析整理するために職員の育成に努めるとともに、必要に応じ国、県を通じて専門家の意見を活用できる体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国、県とともに情報の共有化に努めるものとする。

3 通信手段・経路の多様化

市は、国、県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力事業者からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ有線・無線系、地上系・衛星系等多様な緊急時通信連絡網等を整備するものとする。

第2節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制の整備を図るものとする。

1 職員参集体制等の整備

市は、警戒事象、特定事象等の発生を把握した際に、速やかに警戒・災害対応配備をとるため、職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制をあらかじめ整備するとともに、災害対応に備えたマニュアル等を作成するものとする。

2 防災関係機関との連携体制

市は、平常時から国、県、県内他市町村、原子力事業者及びその他関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

3 専門家の派遣要請

市は、必要に応じて、国、県、原子力事業者及びその他関係機関に対して専門的知識を有する職員の派遣を要請するため、体制を整備するものとする。

第3節 屋内退避、避難体制の整備

1 市の方針

市は、原子力災害が発生した際に、放射性プルームの通過による被害を軽減する措置として、屋内退避を実施することを基本とし、市内で避難が必要になった場合には、発電所における事故の規模・態様及び風向きや距離等を考慮のうえ、適切な避難が実施できるよう、屋内退避及び避難等に関する対応についてあらかじめ定める。

2 屋内退避実施体制の整備

市は、屋内退避が必要な場合に備え、屋内退避勧告の発令基準、住民等への情報伝達の実施方法、屋内退避の方法等への指導事項についてあらかじめ定める。

3 避難実施体制の整備

市は、避難が必要な場合に備え、避難指示（緊急）の発令基準、避難先、住民等への情報伝達の実施方法、避難方法等についてあらかじめ定める。

4 県内他市町村からの避難者の受入れ体制の整備

市は、県計画に基づき、原子力災害が発生した場合、速やかに県内他市町村の避難者を受け入れ、適切な支援が実施できるよう、受入れの開始時期、避難所の開設についてあらかじめ定める。

5 災害時要援護者等の屋内退避・避難支援体制の整備

(1) 在宅の災害時要援護者の屋内退避・避難支援体制の整備

市は、災害時要援護者への災害情報の伝達、適切な屋内退避、避難誘導を行うため、自治会、自主防災組織、民生委員、消防団、介護保険サービス事業所等の協力を得ながら、支援体制を整備するものとする。

(2) 医療機関における避難計画等の整備

病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における屋内退避計画及び避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画の作成に努めるものとする。

(3) 社会福祉施設における避難計画等の整備

社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における屋内退避計画及び避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画の作成に努めるものとする。

(4) 学校等施設等における行動計画の整備

学校等施設等の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における幼児、児童、生徒の安全を確保するため、保護者への引渡しに関することなど、あらかじめ行動計画を作成するものとする。

6 屋内退避の方法、避難方法の周知

市は、屋内退避の方法、避難方法について、平常時からホームページや広報物を通じて、住民等への周知に努めるものとする。

7 安定ヨウ素剤の配備体制の整備

市は、国による安定ヨウ素剤の服用指示があった際、迅速に住民等へ配布するため、備蓄先や配布体制をあらかじめ整備するものとする。

第4節 緊急輸送活動体制の整備

1 緊急輸送体制の整備

市及び防災関係機関は、緊急に輸送する人員、資機材等の輸送活動体制を確保するため、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めておくものとする。

2 緊急輸送路の確保体制の整備

市は、道路管理者から情報提供を受けて輸送経路を適切に把握する体制をあらかじめ整備するものとする。また、県警察本部（三条警察署）は緊急輸送路の確保体制の整備に努めるものとする。

第5節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用等資機材の整備

市は、国、県から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、応急措置の実施に必要な救助・救急、消火活動用資機材並びに応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

2 緊急被ばく医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力する体制の整備を図るものとする。

第6節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 情報の伝達体制の整備

市は、国、県と連携し、警戒事象発生後の経過やその他必要な情報が住民等に対して確実に伝達されるように、情報伝達体制を整備するものとする。

2 多様な情報伝達手段の整備

市は、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線及び広報車両等の整備を図るものとする。また、市は、放送事業者、通信事業者等報道機関と協力し、データ放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能等の多様なメディアを活用した情報伝達体制を整備するものとする。

第7節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

市は、原子力災害が発生した場合に備え、住民等が適切に行動できるよう、平常時から、国、県及び原子力事業者と協力して災害時にとるべき行動や情報収集の方法、放射性物質の特性など、原子力防災に関する知識の普及啓発を行うものとする。

防災知識の普及と啓発を行う際は、自助だけではなく、共助活動の重要性についても理解を促すことにより、各地域において原子力災害発生時の災害時要援護者支援体制が確実に整備されるよう働きかけるものとする。

また、市は市教育委員会と連携し、原子力防災に関する教育の充実に努めるものとする。

第8節 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高め、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、県等が実施する原子力防災に関する研修等を積極的に活用し、市職員等防災業務関係者の人材育成に努めるものとする。

第9節 防災訓練等の実施

1 訓練の実施

市は、国、県及び原子力事業者等関係機関の支援のもと、次に掲げる防災活動の要素ごとや各要素を組み合わせた訓練を県と共同又は独自に行うものとする。

- ・ 災害対策本部等の設置運営訓練
- ・ 緊急時通信連絡訓練
- ・ 緊急時被ばく医療訓練
- ・ 住民に対する情報伝達訓練
- ・ 住民屋内退避・避難訓練（災害時要援護者の避難支援含む）
- ・ 消防活動訓練・人命救助活動訓練

2 訓練の事後評価

市は、訓練の目的、チェックすべき項目の設定を行うとともに、訓練終了後、訓練の評価を行い、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

